

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」の  
一部改正について

本日、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第74号）等が公布され、平成22年4月1日から適用されることに伴い、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308009号）について、下記のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないように貴管下の訪問看護ステーション等に対し周知徹底を図られたい。

記

1 第1を次のように改める。

第1 届出基準

訪問看護ステーションの基準は、「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等」（平成18年3月厚生労働省告示第103号）の他別添のとおりとすること。

2 第2の7を次のように改める。

7 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理したものはその翌月から、月の最初の開庁日に受理した場合は、当該月の1日から当該療養費を算定すること。なお、平成22年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って当該療養費を算定すること。

( 参 考 )

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」  
(改正部分抜粋)

第1 届出基準

訪問看護ステーションの基準は、「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等」(平成~~18~~~~14~~年3月厚生労働省告示第~~103~~~~85~~号)の他別添のとおりとすること。

第2 届出に関する手続き

- 7 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理したものはその翌月から、月の最初の開庁日に受理した場合は、当該月の1日から当該療養費を算定すること。なお、平成~~22~~~~20~~年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って当該療養費を算定すること。~~また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。~~